

# 事業者の皆様へ

## 簡易リフト、エレベーターに関する建築基準法の手続について

平成 22 年 4 月

福島県土木部建築指導課

平成21年2月に兵庫県姫路市の食品会社の工場に設けたエレベーターにおいて、死亡事故が発生しました。

工場等に設置される簡易リフト、エレベーターに関しては、労働安全衛生法と、建築基準法が適用されますが、事故を起こしたエレベーターについては、建築基準法の規定に基づく確認申請等の手続がされておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

企業等のコンプライアンス（法令遵守）が強く求められる昨今、事業者におかれましては、工場等に簡易リフト、エレベーターを設置される際は、労働安全衛生法に係る設置届又は設置報告書と、建築基準法に基づく手続（建築確認、完了検査、定期検査報告）を適正に行っていただきますようお願いします。

なお、建築基準法に関するお問い合わせについては、裏面に記載している県又は3市の担当部署までお願いします。

建築基準法では、

- ・ 簡易リフト
- ・ 1 t 未満のエレベーター

についても、原則として、建築確認、完了検査、定期検査報告が必要となります。

【問い合わせ先】

建築物等の所在地を所管する以下の「特定行政庁」となります。

- ・福島市内 ... 福島市開発建築指導課 024-535-1111
- ・郡山市内 ... 郡山市開発建築指導課 024-924-2371
- ・いわき市内 ... いわき市建築指導課 0246-22-7516
- ・その他の地域...以下の「県建設事務所建築住宅課」
  - 「二本松・伊達・本宮市、伊達・安達郡」 ... 県北建設事務所 024-521-9358
  - 「須賀川・田村市、岩瀬・石川・田村郡」 ... 県中建設事務所 024-935-1462
  - 「白河市・西白河郡・東白川郡」 ... 県南建設事務所 0248-23-1636
  - 「会津若松市、河沼・大沼郡」 ... 会津若松建設事務所 0242-29-5461
  - 「喜多方市・耶麻郡」 ... 喜多方建設事務所 0241-24-5727
  - 「南会津郡」 ... 南会津建設事務所 0241-62-5337
  - 「相馬・南相馬市、双葉・相馬郡」 ... 相双建設事務所 0244-26-1223

【参考】労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重0.25 t以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区分	<p>● エレベーター かごの面積1㎡超かつ高さ1.2m超</p> <p>● 簡易リフト かごの面積1㎡以下又は高さ1.2m以下</p>	<p>● エレベーター かごの面積1㎡超又は高さ1.2m超</p> <p>● 小荷物専用昇降機 かごの面積1㎡以下かつ高さ1.2m以下</p> <p>※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。</p>